

3. 税務処理と会計処理の相違点

新リース会計基準では、借手の会計処理において、全てのリースについて使用権資産とリース負債を貸借対照表に計上し、

使用権資産に係る減価償却費と

リース負債に係る利息相当額を

費用計上することが原則である

一方、法人税法では、令和7年

度税制改正により、オペレーティング・リース取引は「資産の賃貸借でリース取引以外のもの（賃貸借取引）」と定義されました。

その上で、オペレーティング

・リース取引に係る契約に基づく支払金額のうち、債務の確定

した部分の金額のみを各事業年度において損金算入額すること

になりました（法人税法53条①）。

リース期間全体では、オペレーティング・リース取引における会計上の費用の額と税務上の損金の額は一致しますが、各事業年度で見たときには差異が生じます。それは、会計処理上では原則として利息法を用いて計算するためです。

利息法とは、各期のリース債務の未返済元本残高に一定の利率（リース料総額の現在価値が、

リース取引開始日におけるリース資産（リース債務）の計上価額と等しくなる利率）を乗じて、支払利息相当額を算定する方法です。
この方法の場合、利息相当額部分がリース期間の当初において多く費用化されます。そのため、リース期間中の各事業年度における会計上の費用の額と法人税の損金の額とにズレが生じることになるため、法人税の計算上申告調整が必要となります。

4. 新リース会計基準への対応

に係る改正法人税基本通達等

新リース会計基準に基づいた借手の会計処理は、主に

①リースの識別

②リースを構成する部分とリースを構成しない部分の区分

③リース期間の決定

④貸借対照表に使用権資産とリース債務を計上

⑤損益計算書に減価償却費と利息相当額を計上

の流れで行います。
一方で改正法人税基本通達等では、②③⑤については表のよう

表 新リース会計基準への対応に係る改正法人税基本通達等

改正項目	内 容
②リースを構成する部分とリースを構成しない部分がある場合 新設：法基通7-6の2-17、12の5-1-7、12の5-3-3	<p>①法人税法上のリース取引（ファイナンス・リース取引）</p> <ul style="list-style-type: none">リースを構成する部分に係るリース資産の取得価額とされるべき金額について、法人税法31条（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）その他の減価償却に関する規定等を適用。リースを構成する部分に係る資産の賃貸借について、法人税法64条の2（リース取引に係る所得の金額の計算）および法人税法施行令131条の2（リース取引）の規定等を適用。 <p>②オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none">リースを構成する部分に係る資産の賃貸借について、法人税法53条（賃貸借取引に係る費用）の規定等を適用。
③リース期間 新設：法基通7-6の2-10の2 改正：法基通2-1-29	<ul style="list-style-type: none">所有権移転外リース取引に係るリース期間定額法の「リース期間」について、賃借人の「会計リース期間（解約不能期間+行使・非行使が合理的に確実であるリースの延長・解約オプションの対象期間）」を「リース期間」とする。
⑤リース資産の減価償却 新設：法基通7-5-3 改正：法基通7-6の2-9	<ul style="list-style-type: none">リース資産に係る「その償却費として損金経理した金額（法人税法31条①）」には、確定した決算でそのリース資産に係る使用権資産の減価償却費として経理した金額が含まれる。リース資産の取得価額は、原則「リース期間中のリース料の額の合計額」による。ただし、リース料の額の合計額のうち利息相当額を合理的に区分できる場合は、「そのリース料の額の合計額から利息相当額を控除した金額」とすることができます。

法基通：法人税基本通達

●ウェブサイト（<https://www.shokoken.co.jp/management/guidance/>）に「経営相談Q&A」のバックナンバーを掲載しております。

